

# 海外からの一時帰国に伴う名寄市立小・中・義務教育学校への体験入学実施要項

策定：令和7年12月12日

## (趣旨)

第1条 体験入学は、日本の学校教育法における学齢児童生徒（以下「児童生徒」という。）の年齢に該当する海外在住の児童生徒が、海外から一時帰国又は一時帰国を予定している場合に日本国内の学校に一時的に通学し、学校生活を体験することをいう。

2 名寄市においては、海外に居住する児童生徒が、日本における学校文化や生活様式、日本語でのコミュニケーションなどを体験し、学びを得るとともに、本市の児童生徒が他の国や異文化を理解・尊重し、多様な人々と共生できる資質能力の育成が図られることを目的とする。

## (体験入学対象者)

第2条 体験入学対象者は、次の各号のいずれかに該当する児童生徒とする。

- (1) 日本国に住民票を置かずして海外に居住し、日本国籍のある児童生徒が、名寄市内に滞在する場合。
- (2) 名寄市に住民票を置き、区域外就学の手続きを経た上で海外の学校に在学中の児童生徒が、名寄市内に滞在する場合。

## (体験入学期間)

第3条 原則、2週間以内（土日祝日を含む）とし、同一年度内（4月1日から翌年3月31日）で1回までとする。

## (体験入学の受入学校)

第4条 原則、名寄市における滞在先の学校区にある小・中・義務教育学校とする。

## (体験入学の学年等)

第5条 原則、当該年齢の学年への体験入学とする。ただし、日本語や教科の習得状況などにより、下の学年の方が適当であると教育委員会もしくは学校が判断すれば、この限りではない。

- (1) 中学校第3学年は、高等学校入学者選抜などの進路の選択・決定を控えた時期であるため、受入を不可とする。
- (2) 所属する学級については、学校が指定する学級とする。

## (教科用図書（以下「教科書」という。))

第6条 教科書の無償供与の対象外となるため、原則、保護者の負担とする。なお、教科書選定時の見本（市教育委員会保管）を貸し出すことはできるが、教科書採択後に修正が行われた場合は、体験入学をした学校の児童生徒が使用している教科書の内容と一部異なる場合がある。

## (学用品・教材費・給食費)

第7条 授業に必要な学用品、文具、上履き等、学校生活において必要なものは、必ず事前に学校に確認の上、購入する必要がある場合は、保護者の負担とする。ただし、学習用端末については、セキュリティの都合上、学校が保管している予備端末の貸し出しを行う。

2 給食費は、保護者の負担とする。

(学校行事・部活動等 (以下「学校行事等」という。))

第8条 学校行事等は、学校と相談の上、認められた場合に参加できる。また、参加する学校行事等に要する経費については、原則、保護者の負担とする。なお、宿泊を伴う校外活動（宿泊研修、修学旅行）には参加できない。

(登下校時や学校内での事故による医療費等)

第9条 事故による医療費等は、原則、保護者の負担とする。

(体験入学の手続き)

第10条 体験入学の手続きは、次の各号に定める。

- (1) 体験入学の開始希望日 1か月前までに、保護者は体験入学希望調書（別記様式1）を学校教育課へメールで提出する。
- (2) 学校教育課は、滞在先の学校区の小・中・義務教育学校と受け入れの可否について調整する。
- (3) 学校教育課は、3週間前までに体験入学希望調書に記載された保護者のメールアドレス宛に調整結果を連絡する。
- (4) 保護者は、学校に2週間前までに必ず連絡をし、具体的な調整を行う。ただし、メール連絡を基本とし、学校からの指定でZoom等の手段を教育委員会から案内することも可とする。なお、教育委員会でZoom等の準備は行わない。
- (5) 学校は、教科書や持ち物、学校の校則等のルールを保護者に案内し、体験入学の準備を進める。
- (6) 保護者は体験入学開始前に児童生徒同伴の上で、体験入学申請書（別記様式2）を持参し、学校教育課にて手続きを行う。なお、その他提出書類及び児童生徒の面談は別表のとおり定める。
- (7) 名寄市教育委員会が体験入学許可書を発行する。
- (8) 体験入学開始日の3日前（土日祝日を除く）までに、保護者又は身元引受人と児童生徒で学校へ事前訪問する。

(体験入学終了後の手続き)

第11条 学校は、貸出物品の返却及び発生した費用の精算を保護者又は身元引受人に指示を行い、保護者又は身元引受人は、学校からの指示に従い、物品の返却、費用の精算を行う。なお、教育委員会に対して行う手続きは特段ないものとする。

(その他受入条件)

第12条 その他受入条件は、次の各号に定める。

- (1) 市教育委員会の諸規則及び受入学校の校則を遵守し、指示に従うこと。
- (2) 児童生徒、保護者ともに日本語での意思疎通ができること。
- (3) 滞在先が名寄市内であり、体験入学期間中、滞在先に保護者又は責任を持てる親族（身元引受人）が一緒に滞在していること。
- (4) 学校生活において、何らかの配慮を必要とする場合は、必ず事前に教育委員会にその旨を申し出ること。
- (5) 体験入学中、学校生活に適応できない、学級運営に支障が生じるなどの問題が出てきた場合は、体験入学の許可を取消すことがある。
- (6) 児童生徒及び保護者又は身元引受人が体験入学の趣旨に反する場合や学校の校則等に従わない場合は、体験入学の許可を取消すことがある。
- (7) 日本滞在中の児童生徒の居場所として預ける場合は、体験入学を認めない。

別表（第10条関係）

（提出書類）

提出書類	備考
体験入学希望調書（別記様式1）	体験入学の開始希望日1か月前まで
体験入学申請書（別記様式2）	手続きを代理人（身元引受人）が行う場合は委任状が必要
児童生徒の日本のパスポートの写し	申請書提出の際、国籍確認及び入国確認のため、名前と入国スタンプのページを確認

（児童生徒の面談内容）

児童生徒の面談内容	備考
体験入学への意思確認	
日本語レベル、学習レベルの確認	
身だしなみ等の確認	学校運営に支障がない程度か確認